

地域包括支援センター担当圏域の見直しについて

1 次期計画における担当圏域の設定について

現在の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の担当圏域は、おおむね3,000人から6,000人という、仙台市介護保険条例で定める高齢者人口の基準*を基本とし、日常生活圏域（＝中学校区）を踏まえながら設定している。

次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても、これまでの考え方を踏襲して各センターの担当圏域を設定する。

※仙台市介護保険条例で定める高齢者人口の基準

- ①地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師 1 人、社会福祉士 1 人、主任介護支援専門員 1 人とする。（仙台市介護保険条例第2条の 19 第1項(国基準と同様)及び介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 項)
- ②地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者の数がおおむね 6,000 人以上となる場合に置くべき常勤・専従職員数は、第一号被保険者の数がおおむね 6,000 人を超えた部分についておおむね 2,000 人までごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員又は介護支援専門員のうちから1人とする。（仙台市介護保険条例第2条の 19 第2項）

2 担当圏域見直しの考え方について

次期計画における担当圏域の設定にあたっては、令和2年度に見直しを行った際と同様に、次の(1)～(4)の考え方を基本とした上で、担当するセンターが変更となる際の住民への影響や町内会をはじめとする地域組織との関係、市の財政負担への影響などを考慮して検討するものとする。

【見直しの考え方】

- (1) 担当圏域内の高齢者人口が、条例で定める高齢者人口の基準①（以下「条例基準①」という。）の上限を超えるときは、条例基準①に合わせた担当圏域の設定となるよう見直しを行う。
- (2) 担当圏域内に複数の日常生活圏域を有しているものが条例基準①の上限を超えるときは、日常生活圏域ごとに分割することを基本とし、小学校区や地理的要因、地域組織の担当区域等を勘案して分割する。ただし、分割することで、高齢者人口が条例基準①に満たない圏域が生じる場合は、条例②の配置職員の増による対応を含めた見直しを行う。
- (3) 担当圏域が日常生活圏域と同一のものが条例基準①の上限を超えるときは、条例②の配置職員の増により対応することを基本とする。ただし、要支援認定者数が著しく多いなどの状況から、配置職員の増による対応では担当圏域全体へのきめ細かな対応が困難であると見込まれる場合は、圏域の分割を含めた見直しを行う。
- (4) この他、担当圏域内の高齢者人口が条例基準①の上限を超えていないものの、当該地域の高齢者を取り巻く状況や、地域組織との関係等から、早急な見直しが必要であると判断される場合には、上記に準じて圏域の見直しを行う。

なお、基準となる高齢者人口は、令和6年4月1日時点の推計を用いることとする。